

例規制定概要書

1 対象例規と制定改廃の別

佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例の改正

2 背景

- (1) 本条例には、墓地の経営の許可要件として墓地の環境基準が定められており、当該環境基準の一つに、墓地を設置する場所と住宅等との間の距離に関する基準（以下「距離基準」という。）が設けられています。現在、距離基準の対象となる墓地は、埋葬に係る墳墓の所在する墓地（以下「土葬墓地」という。）のみとされているため、現在一般的となっている焼骨を埋蔵する墓地については、距離基準の対象外となっています。

しかしながら、周辺自治体の多くは、焼骨を埋蔵する墓地についても、距離基準の対象とされており、本市においても、墓地を設置する場所については、周辺の生活環境との調和に配慮されていることが求められることから、土葬墓地以外の墓地についても、距離基準の対象とする必要があります。

- (2) 近年、住宅地に程近い特定の地域に墓地が集中する傾向があり、当該地域の近隣自治会から改善を求める要望が寄せられています。また、墓地が特定の地域に集中することにより、将来の土地利用の可能性を狭める可能性があります。

- (3) 墓地造成工事前に墓地設置予定者が市に対して行う事前協議については、墓地の許可に関する事前協議要綱（平成13年佐倉市告示第71号）に基づき行うこととなっていますが、本条例には当該手続について明記されておりません。

3 対応方針

- (1) 距離基準の対象となる墓地の拡大

土葬墓地のみが対象となっている距離基準について、土葬墓地以外の墓地についても対象とします。

- (2) 距離基準の距離の延伸

距離基準は、現在100メートル以上とされているところ、150メートル以上とする。

- (3) 事前協議規定の新設

墓地の経営の許可又は区域の変更（墓地を拡張する場合に限る。）の許可を受けようとする者は、工事着工前にその計画を市長に事前協議しなけ

ればならないことを本条例に明記します。

(4) 条例改正の施行日等

ア 距離基準に係る改正規定は、周知期間を設ける必要があることから、令和6年10月1日から施行します。

イ 事前協議規定の新設は、公布の日から施行します。

ウ 既存の墓地及び事前協議のあった墓地については、改正前の基準を適用することとする経過措置規定を設けます。

4 政策内容

(1) 本市の実情を踏まえた距離基準を設けることにより、墓地の設置予定者に対して、住宅等から一定の距離を求めることが可能となり、周辺的生活環境との調和等について一定の効果が期待できます。

(2) 墓地の経営の許可等に際して必要となる手続を本条例に明記することにより、手続の明確化が図られます。